

宇部市農林水産業振興計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 農林水産業分野における将来ビジョン及び具体的かつ戦略的な施策を明確化するために策定した宇部市農林水産業振興計画の進捗状況及びその内容を検証し、計画を着実に推進するため、宇部市農林水産業振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 山口県

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、宇部市産業経済部農業振興課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月19日から施行する。